平成２２年度　新たに指定する文化財について

平成２３年２月１６日
千葉県教育庁文化財課
０４３－２２３－４０８２

１　目　的

千葉県教育委員会では、県内にある貴重な文化財を後世に残し伝えるため、千葉県文化財保護条例に基づいて、千葉県指定文化財として指定することで、文化財の保護を図っています。

２　平成２２年度新指定文化財について

（１）経　過

平成２２年１２月２０日に開催した千葉県文化財保護審議会に諮問し、平成２３年１月１７日の同審議会から指定すべきものとして答申を受け、２月１６日開催の教育委員会会議において指定を決定しました。

（２）指定日

平成２３年３月中を予定（県報告示日が指定日となります）

（３）件　数

新 指 定　２件（有形文化財２件）

３　指定文化財の内容

（１）有形文化財〔工芸品〕二十五条袈裟淡縹色麻布（伝夢窓国師料）　１肩

附　七条袈裟　１肩

座具　１枚

袱紗　１枚

（２）有形文化財〔考古資料〕吉原三王遺跡出土の墨書土器資料群　１７６点

平成２２年度　指定文化財の概要

新たに指定する文化財

（１）有形文化財〔工芸品〕

名　称　二十五条袈裟淡縹色麻布（伝夢窓国師料）

員　数　１肩

附　七条袈裟　１肩　座具　１枚　袱紗　１枚

所有者　宗教法人　太高寺（いすみ市能実能実９５５の２）

所在地　いすみ市郷土資料館（いすみ市弥正９３の１）

概　要　本資料は、禅僧夢窓国師（疎石）所用と伝えられる二十五条の袈裟である。国師は建治元年（1275）伊勢国で生まれ、永仁元年（1293）夢想を得て禅宗に進んだ。国師の坐禅修行は「庵」を結んだ隠棲修行に特徴があり、全国に修行地の存在が知られている。そのうちの一つである退耕庵は、いすみ市能実に置かれ、元亨３年（1323）から正　中２年（1325）の２年半にわたり滞在したとされて、寺裏山の「夢窓国師坐禅窟」は県指定史跡となっている。

二十五条の袈裟は縦 121.5cm、横 216.5cm、淡縹色の上質の麻布で田相・竪条・横堤・縁のすべてを仕立てた単のもので、竪条・横提の条葉部分は開葉（葉の一方を縫いとめずに開けておく）とした特殊な縫製を用いている。このような二十五条袈裟は「如法衣」と呼ばれ、最高の法を得た僧侶が着用するもので、この袈裟とよく似た縫製と質感を持つ二十五条袈裟が、国師所用の九条袈裟と共に鎌倉円覚寺等にも伝来している。これらはすべて国師が教えを伝えた証しとして残されたものと考えられ、また織りの風合い、作品の様式、仕立てなどのほか、他寺の調査結果を含めて総合的に判断すると、夢窓国師の所用していた袈裟である可能性は高く、大変貴重な資料である。

なお、七条袈裟１肩、座具１枚、袱紗１枚については附資料とする。

（平成２２年度第２回千葉県文化財保護審議会承認）

二十五条袈裟

七条袈裟

座具

袱紗

（２）有形文化財〔考古資料〕

名　称　　吉原三王遺跡出土の墨書土器資料群

員　数　　１７６点

所有者　　千葉県

所在地　　財団法人千葉県教育振興財団大多喜作業所（大多喜町森宮８の３）

概　要　　香取市（旧佐原市）丁子字天ノ宮に所在した吉原三王遺跡は、昭和58年から59年にかけて発掘調査が行われ、古墳時代から奈良・平安時代を中心とする計108軒の竪穴住居跡がみつかった。千葉県内では、多くの墨書土器が発見され、複数文字を記した長文の墨書が多いことが特徴であるが、調査区全体からは176点の墨書土器がみつかり、その中には土師器杯に「□香取郡大杯郷中臣人成女之 替　承　□」、「□香取郡大杯郷中臣人成女之替□□年四月十日」の長文が書かれたものがあり、香取神宮に封ぜられた神部である大槻郷の女性の貢進交替にかかわることが読み取れる。また、「吉原大畠」、「吉原仲家」の当時の香取神宮周辺の地名を示す土器が出土しており、神宮の祭祀と地域への関わりを確認することができる貴重な資料である。
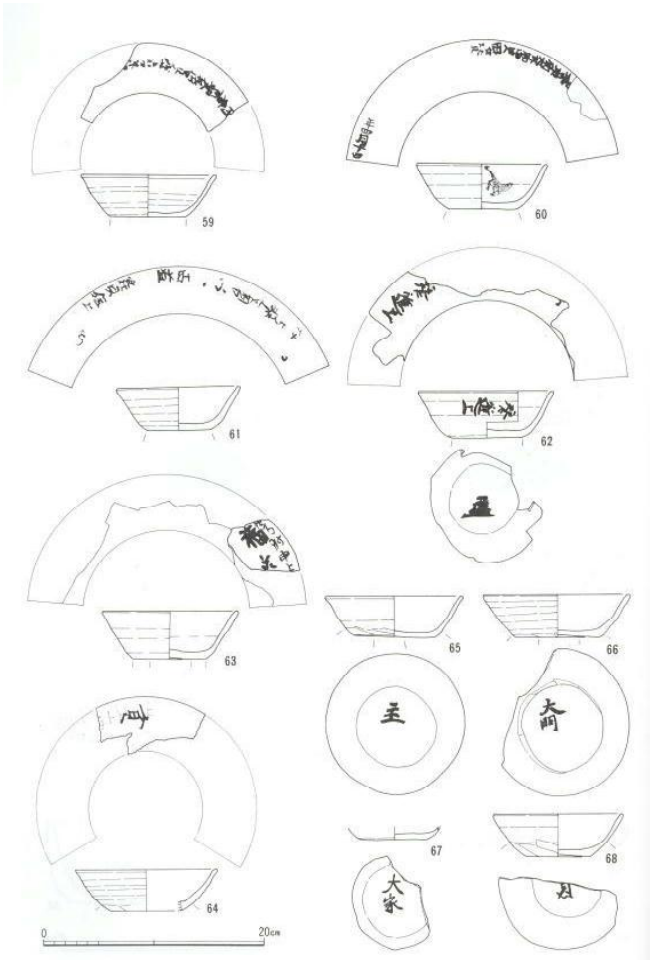
（平成２２年度第２回千葉県文化財保護審議会承認）